

## ★医師の診察を受け、医師の記入した【通知書】の提出を求める感染症

(学校保健安全法施行規則：学校において予防すべき感染症の種類、出席停止の期間の基準より)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い) (乳幼児では長引くと言われている)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで 抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため、発症後 5 日を経過するまでは登園を控える
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹 (はしか)	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日間を経過するまで
流行性耳下腺炎	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日頃	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が出現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	発疹出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱・充血等症状が出現した数日間 その後、数か月ウイルスの排泄が続くことがある	主な症状が消え 2 日経過するまで
結核	喀痰検査が陽性の間	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	有効な治療開始後 24 時間を経過するまでは隔離が必要	医師により感染の恐れがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157 など)	便中に菌が排出されている間	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
流行性角結膜炎	充血・目やに等症状が出現した数日間 その後、1 か月程度便中にウイルスの排泄が続くことがある	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消失してから 医師により感染の恐れがないと認めるまで
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数週間～数か月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症など)	症状のある間と、症状消失後 1 週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
R S ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

※園内の感染症流行状況やお子様の年齢・症状等により、上記以外の感染症につきましても、出席停止となり、通知書の提出をお願いする場合があります。